

2023 年度



学校生活のしおり



大津市立 石山中学校

〒520-0862 滋賀県大津市平津一丁目23-1

(TEL) 077-537-0070

077-511-9894

(FAX) 077-534-2523

教育目標

☆「夢と輝き」に向かって、志高く、何事にも全力で取り組み、結束して輝いている学校にしよう。

☆恵まれた自然と豊かな伝統に培われた校区の良さを基盤に、体を鍛え、自覚と誇りを持った素晴らしい中学生になろう。

【正直】^{せいちよく} 目的意識を持ち、根気強く学習に取り組む生徒

【強健】^{きやうけん} 健康な身体と気力を持ち、実践力のある生徒

【明朗】^{めいろう} 豊かな感性を持ち、思いやりのある生徒



日課表

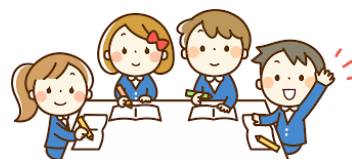
(2023年度 教育課程表)

	5校時日	6校時日
学びの時間	8:20～ 8:25	8:20～ 8:25
石山タイム	8:25～ 8:35	8:25～ 8:35
朝の会	8:35～ 8:40	8:35～ 8:40
1校時	8:50～ 9:40	8:50～ 9:40
2校時	9:50～10:40	9:50～10:40
3校時	10:50～11:40	10:50～11:40
4校時	11:50～12:40	11:50～12:40
学校給食	12:40～13:05	12:40～13:05
昼休み	13:05～13:30	13:05～13:30
5校時	13:35～14:25	13:35～14:25
6校時		14:35～15:25
掃除	14:30～14:40	15:30～15:40
帰りの会	14:45～14:55	15:45～15:55
掃除なし	14:30～14:40	15:30～15:40
部活動	16:30終了	16:30終了

※先生の研修日は部活動はありません。

※部活動は、季節によって延長できる時間が変わります。

充実した学校生活を送るために



I 学習について

- ・石山中学校では、① 健康で明るく、感謝の心を持つ人
- ② 礼儀正しく、親切な人
- ③ 自分を見つめ、正しく判断して行動できる人
- ④ 互いに仲よく、はげまし助け合える人
- ⑤ みずから工夫計画して、学習できる人

これらを目標に、心身ともに健康で、物事を意欲的にやりとげる立派な中学生になってくれるように願っています。

- ・石山中学校の大きな特徴として、[GO!5!ワーク石山]という名で、5日間の勤労福祉体験学習を全学年で行っています。3年間、通した体験をすることで、自分特性や勤労のやりがい・大変さを知り、豊かな心や生きる力を身につけてほしいと考えています。また、クラスのみなどと団結力を高め合う「石山フェスタ（文化の部とスポーツの部がある）」や「オーバル体験」などの、みんなと力を合わせて解決しようと努力したり、感動したりする多くの体験があります。
- ・中学校の時間割りは次の時間数によって編成されます。

科目	1年		2年		3年	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
国語	4	4	4	4	3	3
社会	3	3	3	3	4	4
数学	4	4	3	3	4	4
理科	3	3	4	4	4	4
音楽	1. 3	1	1	1	1	1
美術	1. 3	1	1	1	1	1
保健体育	3	3	3	3	3	3
技術家庭	2	2	2	2	1	1
英語	4	4	4	4	4	4
道徳	1	1	1	1	1	1
学級活動	1	1	1	1	1	1
総合学習	1. 4	2	2	2	2	2
合計	29	29	29	29	29	29

* 「総合的な学習」については、普段は授業を入れていません。

Ⅱ 学校生活のきまり

石山中学校の生徒として、また歴史のある石山学区の住民としての自覚と誇りをもって秩序を乱すことなく、責任ある行動がとれるよう心がけてください。

Ⅰ. みなりについて

(1) 服装

①標準服を着用すること。

- 男子 夏…… (上衣) 白無地カッターシャツ(素材は自由)・白ポロシャツ
(下衣) 黒長ズボン (標準型)
冬…… (上衣) 黒詰襟学生服 (標準型)
(下衣) 黒長ズボン (標準型)
- 女子 夏…… (上衣) 白無地カッターシャツ(素材は自由)・白ポロシャツ
冬…… (上衣) 濃紺ダブルスーツ型・エンジ棒タイ
合…… (上衣) 夏上衣にVネックベスト (標準型)・エンジ棒タイ
(下衣) 濃紺スカート (24 追いかけひだ) もしくは
濃紺スラックス ※どちらも加工しないこと

② 防寒着・防寒具の着用について

- ・セーターやトレーナーなどは制服の下に着込み、外に出さないこと。(パーカーのフードも含む)
- ・通学時には、制服の上にコート・ジャンパーや防寒具(マフラーや手袋など)などを着用しても良いが、校舎内では着用しないようにすること
- ・規定は特にないが、華美にならないこと。

③ シャツ・靴下・ベルト・その他身につけるものは、華美にならないこと。

④ 名札はいつも定められた位置につけること。ただし名札はつけて帰らないこと。

(2) はきもの(下靴、上靴、体育館シューズ)について

① 下靴…通学時、体育時ともに運動に適した靴を使用すること。

② 体育館シューズ…本校規定のものを用意すること。



(3) 頭髪等について

① 頭髪は常に清潔にして、パーマ・染色・脱色等しないこと。また、整髪料は使わないこと。

② 頭髪が長い場合は、体育活動のときなどは、活動しやすいように工夫すること。

(4) その他

① 化粧をしたり、ピアスなどの装飾品はつけてこないこと。

② 体育の授業や外での行事などは、学校規定の体操服や着用すること

令和3年度から新しいデザインに変更しましたが、旧式も着用を認めています。

<参考>

- ・標準服…指定店はありません。（学区内・石山商店街の洋服店などで販売されています。）
- ・上靴、体育館シューズ、体操服についても地元取り扱い業者で購入下さい。
- ・名札やボタン等…担任の先生を通じて申し込んで下さい。

中学校での取扱品・価格

<u>学生服用ボタン</u> 1個40円（大・小同額）	
<u>〃 裏ボタン</u> 1個10円	<u>ブレザー用ボタン</u> 1個30円
<u>棒タイ</u> 200円	<u>名札</u> 190円

*必要な場合、担任の先生を通じて申し込んで下さい。

<u>トレーニングウェア（上）ネーム入り</u> 4,100円【体育・行事着用】
<u>トレーニングウェア（下）ネーム入り</u> 3,250円【体育・行事着用】
<u>長袖体操服・半袖体操服（Tシャツ型）</u> . . . 2,450円【体操服】
<u>ハーフパンツ（男女兼用、名前入り）</u> . . . 2,450円【体操服】
<u>体育館用シューズ</u> 2,950円【体育館専用】
<u>シューズ袋</u> 250円【希望者のみ】

*追加注文の場合は地元取り扱い業者にて直接購入願います。

*表記価格は、2023年3月31日までの価格です。4月以降の価格は、取り扱い業者にお問い合わせ下さい。

2. 学校での生活について

- （1）朝8時25分が始業時間です。8時20分までには自分の座席に座りましょう。学校生活の安全を守るため、登下校時以外は正門以外の出入り口は施錠します。正門についても門扉が閉まります。また、8時00分まで昇降口も開きません。
- （2）登校・下校時は交通ルールをしっかりと守り、届け出た通学路を通りましょう。徒歩通学を原則としますが、下記の地域については申し出により、自転車通学を特別に許可します。

- ・大平一丁目全域・石山寺四丁目1～9、11街区
- ・大平二丁目1～2、6～33街区石山寺1丁目2～3街区

自転車通学する生徒は必ずヘルメットを着用すること。

ルールを破ると、自転車通学の停止もありえます。



- (3) 下校時間は午後4時です。ただし、部活動をする生徒の完全下校時刻は午後4時45分です。(部活の延長については、部活のきまりを参照)
- (4) 病気・事故等による欠席・遅刻・早退・見学などは用紙を利用して学級担任に届けるか、直接学校にその旨を連絡しましょう。
- ※ 法定伝染病や忌引きの時は、欠席の取り扱いになりません。
- ※ 生徒の忌引き日数は次の通りです。
 父母・・7日、祖父母・・3日、兄弟姉妹・・3日、叔伯父母・・1日
- (5) 下校するまでは、校外に出るはいけません。特別な事情がある時は、外出許可を受けて許可証を持って外出すること。
- (6) 授業開始のチャイムが鳴ったら、教室に入り自分の席について学習を始めましょう。(10分の休み時間に移動や次の授業の用意をしておきましょう。)
- (7) 授業中は私語をせず、先生の話をしっかり聞きましょう。
- (8) 公共物は大切に扱い、校内の美化に努めましょう。
 もし校内の物品を破損したときは、先生に届け出て指示に従いましょう。
- (9) 学校に不要な物品を持ってこないようにしましょう。
- (10) 不必要なお金は持ってこないようにし、必要があって持ってきたときは必ず朝に、担任の先生に預けましょう。
- (11) 自分の持ち物には必ず名前を書いておきましょう。
- (12) 落とし物を拾ったときは、直ちに先生に届けましょう。
- (13) 生徒証明書はいつも携帯しましょう。

Ⅲ 生徒会活動について

生徒会活動とは、中学校生活を有意義に、そして楽しく過ごせるよう、全校の生徒の中から選挙で選ばれた生徒会長・副会長と全校生徒の代表となる生徒会執行部が中心となって、計画・実施していく活動です。

1. 日常の専門委員会活動

日常の専門委員会活動として、環境整美・スポーツ・健康保健・読書・の各委員が学級で選ばれ、それぞれの役割を決めて活動します。その他、代議員会が開かれて、学級の意見が集められたり、執行部からの連絡が伝えられたりすることもあります。

2. 主な生徒会行事

4月 新入生オリエンテーション

10月 生徒会役員選挙

5月 生徒総会

2月 入学説明会

9月 石山フェスタ

3月 リーダー研修会

※ 毎月1回生徒会専門委員会を開催しています。

生徒会会則

第1章 総則

【名称】第1条 本会は、石山中学校生徒会という。

【会員】第2条 本会は、石山中学校に在学する生徒全員で構成する。

【目的】第3条 本会は、自主的な活動をとおしてよりよい校風の発展に努め、すべての会員が明るく正しい学校生活を送ることを目的とする。

第2章 機関および役員

第4条 本会は、会の目的達成のために次の機関および役員をおく。

(1) 議決機関

【総会】第5条 総会は、本会の最高議決機関である。

第6条 総会は、全会員で構成し、年1回以上会長の招集により開催する。

第7条 総会の議長、副議長は参会者の中から互選により各1名選出する。

第8条 総会は、やむを得ないときは全会員による投票に代えることができる。

【代議員会】

第9条 代議員会は、総会に次ぐ議決機関である。

第10条 代議員会は、各学級より選出された男女各1名の学級委員で構成し、各学級で討議する議題のあるときに会長の招集により開催する。

第11条 代議員会の議長、副議長は会長、副会長が務める。

(2) 執行機関

【執行部】第12条 執行部は、本会の執行機関である。

第13条 執行部会は、次の役員によって構成し、月1回以上会長の招集により開催する。

- 1 会長1名……会長は本会を代表して会を運営する。
- 2 副会長2名…副会長は会長を助け、会長不在の場合その任務を代行する。
- 3 専門委員長各委員長・副委員長各1名……各専門委員会の活動を推進する。
- 4 庶務若干名……会議の準備、議案の整理その他必要な資料や記録の作成保管にあたる。また物品と会計を管理する。

第14条 会長、副会長は選挙によって選出する。専門委員長、副専門委員長、庶務は会長が任免し、会員の承認を得る。

【専門委員会】

第15条 専門委員会は、執行部を助ける執行機関であるとともに、執行部へ意見を述べるができる。

第16条 専門委員会として、次の各委員会を置く。

環境生活委員会…環境を美しくし、きまりの意味を考え、学校生活の向上をめざす。

スポーツ委員会…体育活動を推進し、たくましい体づくりをめざす。

健康保健委員会…健康管理につとめ、すこやかな生活の広がりをめざす。

読書委員会…学校図書館利用や読書活動を推進し、明るい心のはぐくみをめざす。

第 17 条 専門委員会は、各学級より選出された 2 名以上の委員によって構成し、月 1 回程度専門委員長の招集により開催する。

第 18 条 部活動は、会員各自が余暇を活用して自主的に趣味や教養を広げるためのものであり、必要に応じて他の執行機関を助ける活動に参画する。

第 19 条 体育部は体育委員長、文化部は文化委員長が指揮する。

第 20 条 部活動の推進のため、体育委員長と文化委員長は、必要に応じて部長会議を招集することができる。

第 21 条 部活動についてのその他の規定は、第 35 条によらず、スポーツ委員長が共同で別に定める。

第 3 章 会議

第 22 条 会議は全て公開する。 第 23 条 会議での傍聴者の発言はできない。

第 24 条 会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議決は多数決による。賛否同数の時は議長がその扱いを決定する。

第 4 章 役員の任期、選挙

第 25 条 役員の任期は、毎年 10 月より翌年 10 月の改選期までとする。学級選出の役員は原則として半年（4～9 月、10～3 月）を任期とする。

第 26 条 選挙についての規定は、別に定める。

第 5 章 顧問

第 27 条 本会は、名誉会長として校長を、顧問として必要数の教職員を置く。

第 28 条 本会の顧問は、各専門委員会その他の指導助言にあたる。

第 6 章 会計

第 29 条 本会の経費は、原則として全会員の会費をもってあてる。

第 30 条 本会の会費は、PTA 総会で議決された額とする。

第 31 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 32 条 本会の会計帳簿は、庶務と執行部顧問が適正に管理し、生徒会員や P T A の求めに応じていつでも公開するものとする。

第 7 章 付則

第 33 条 本会の会則の改廃は、会員の過半数の賛同を得て、名誉会長の承認を受ける。

第 34 条 本会の会則に基づく規則の改廃については、第 21 条のほかは執行部会の過半数の賛同を得て、総会またはクラス代表者会議の承認を受ける。

第 35 条 この会則は、昭和 42(1967)年 10 月 16 日より実施する。

昭和 44(1969)年 5 月 13 日改正

昭和 45(1970)年 5 月 12 日改正

昭和 47(1972)年 12 月 23 日改正

昭和 62(1987)年 4 月 15 日改正

平成元(1989)年 4 月 15 日改正

平成 3(1991)年 4 月 15 日改正

平成 5(1993)年 4 月 15 日改正

平成 14(2002)年 4 月 8 日改正

令和 3(2021)年 6 月 4 日改正

生徒会選挙規約

第 1 条【目的】生徒会の選挙を正しくすみやかにおこなうために、会則第 26 条により選挙規約を設ける。

第 2 条【選管】選挙を行うための組織として選挙管理委員会を設ける。(以下選管)

第 3 条【役員】前条に定めた選管はつぎの役員をもって構成する。
委員長 1 名、副委員長 1 名(各委員中より互選)、委員各学級 1 名

第 4 条【任務】役員はつぎにかかげることを行う。

1. 委員長は委員会を代表し、第 5 条 1 項より 6 項までを委員長の名で行う。
2. 副委員長は委員長を助け、委員長に事故があった場合はその任に当たる。
3. 委員は委員会の決議ならびに運営に当たる。

第 5 条【選管の任務】選管の任務はつぎにかかげることを行う。

1. 生徒会役員選挙告示
2. 生徒会役員立候補受付と公示
3. 立会演説会や選挙運動の運営、管理、許可等
4. 投票の運営と管理
5. 開票結果の集計と当選の判定
6. 当選者の発表

第 6 条【解任】当選者を発表し選挙事務が終了すれば選管は解散し、各委員は解任される。

第 7 条【立候補】立候補は 1、2 年生とする。立候補するものは、10 名以上の推薦を受け、その 1 名を責任者とする。会長及び副会長の立候補者がそれぞれ 1 名の場合は生徒会員全員によって信任投票を行う。

第 8 条【投票、開票】投票は選管規定の用紙により無記名投票とする。

第 9 条【当選の決定】選管は投票集計にもとづいて、つぎのとおり当選を決定する。

1. 会長 1 名会長立候補者中の最高得票者。
2. 副会長 2 名副会長立候補者中最高得票者の 1 年生 1 名、2 年生 1 名。

信任投票の場合は過半数以上の承認があれば当選とする。

第 10 条【決選投票】立候補者の得票数が同数の場合は決選投票を行う。

第 11 条【改正】この規約の改正は会則第 34 条による。

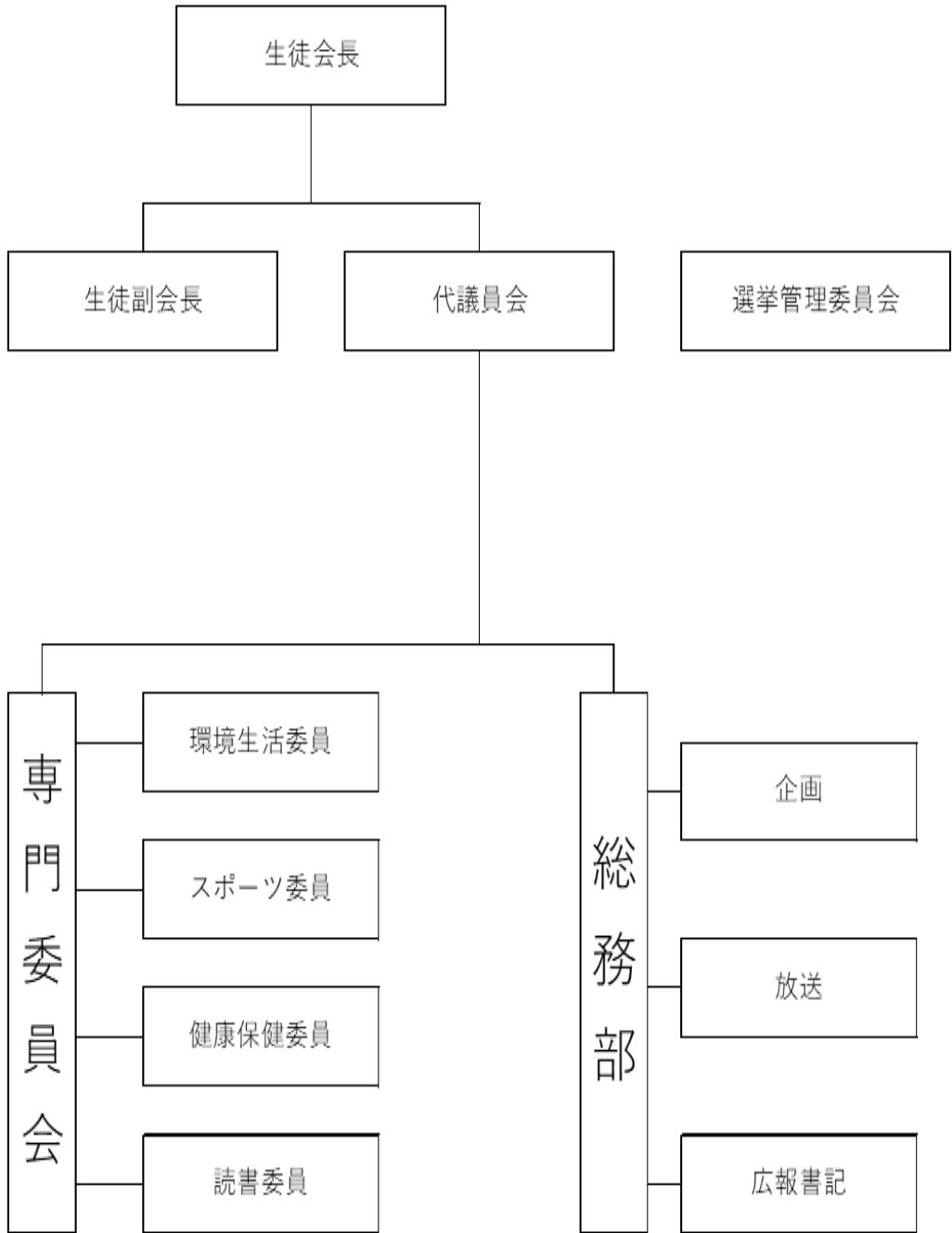
第 12 条【付則】この規約は、昭和 62(1987)年 4 月 1 日より実施する。

平成 14(2002)年 4 月 8 日改正

平成 21(2009)年 10 月 11 日改正

令和5年度第37期生徒会組織図

R5年度 改定



IV 部活動について

石山中学校生徒会 スポーツ委員長

1. 部活動とは

自分の特技や趣味を生かして、文化・運動部で活動することができます。放課後に活動し、学年をはなれて、同じ目標を持つ人たちが力を合わせて活動します。毎年度、入部届を提出してもらいます。

2. 部活動の種類と活動場所

部活動名	主な活動場所
野球 男女	グラウンド
ソフトボール 女子	グラウンド
サッカー 男女	グラウンド
バレーボール 女子	体育館
バスケットボール男女	体育館
卓球 男女	体育館2F
剣道 男女	武道場
吹奏楽	吹奏楽室
美術	作品展示室
科学	コンピューター室、理科室



3. 入部・転部・退部

- ①入部したい生徒は、学級担任の先生を通じて各部の顧問の先生に入部届を出します。
- ②本校の部は一つしか入れません。
- ③活動期間は3月までです。ただし3年生は原則8月までです。
- ④2・3年生は、毎年度4月に入部届を出し直します。
- ⑤1年生の仮入部と入部の時期については、別に定めます。
- ⑥途中で退部するときは、顧問の先生に退部届を出し学級担任の先生にも報告します。
- ⑦途中からの入部や転部は、仮入部のあと正式に受け付けます。

4. 服装と着替え

1. 制服・学校指定体操服か、各部で決めた練習服で活動します。
2. 着替えは、活動場所で行い、荷物は部室か活動場所へ運びます。
3. 貴重品は必ず顧問に預けます。

5. 活動できる時期・時間

- ・ 時期によって延長できる時間は変わりますが、各部署で決めます。

各時期の延長したときの完全下校時間

4～7月 18:00 9月～秋季 17:30

秋季～12月 16:45 1月～期末テスト 17:00

期末テスト～3月 17:30

4時間授業 16:30 3時間授業 15:00

休祝日・長期休業中 16:45 完全下校

- ・ 以下の日は部活動停止日(部停)として活動できません。
 - ①【テスト前】定期テストの初日1週間前から、テスト終了まで。
 - ② 先生全員の研修日や会議の日。
- 6. きまりを守れないとき
 - ① 下校時間などのきまりを守れなかったときは、部活動の停止を検討します。
 - ② 他にも、暴力・買い食いなどが起きれば、部活動を停止します。停止の期間や指示の内容、時期、対象者などは先生たちが話し合って決めます。

V 非常変災時など緊迫時態の非常措置について

1. 台風等暴風(雨)襲来時における対応

(1) 「暴風警報発令時」における措置

① 生徒の登校前

- ◆ 午前7時において「暴風警報発令」…… 臨時休業とします。

② 生徒の登校後

- ◆ 登校後に「暴風警報発令」の場合は、通学距離、下校時間、通学路の諸状況等を勘案の上、適切な指示をします。

(2) 「暴風警報発令」が必至と判断される場合や

「暴風警報発令後」解除が予想される場合

- ◆ 前日までにプリント等も使い、適切な指示をします。



2. 地震発生の場合

- (1) 家にいる時で、緊急避難が必要と判断した場合は、指定の広域避難場所へ安全確保の上避難してください。
- (2) 学校にいる時は、学校の消防計画に従って速やかに避難させます。

VI 図書室の使い方について



1. 開室

毎週決められた曜日の昼休みに開室します。

2. 借りるときのルール

- ① 一人1回につき5冊まで、2週間借りられます。
- ② 雑誌や「禁帯出」ラベルの貼ってある本は借りられません。
- ③ 借りたいときは、カウンターへ持って行き、図書委員の当番の人に手続きをしてもらいましょう。
- ④ 2週間以内に、必ず本人がカウンターへ直接本を返しましょう。
- ⑤ 図書の又貸し（またがし）は絶対にやめましょう。

3. 室内でのマナー

- ① 図書室では静かにしましょう。
- ② 本の並ぶ順番を守りましょう。乱れると本が見つからなくなります。
- ③ 本を大切に扱いましょう。折ったり線を引いたりしてはいけません。
- ④ みんなが明るい部屋で楽しく本が読めるよう、周りに気を配りましょう。
- ⑤ 本は読み終わったら、元のところへ返しましょう。

4. その他

分からないことや知りたいことがあれば、図書委員や図書担当の先生に相談しましょう。できるかぎりのアドバイスをします。

5. 本の探し方

日本の多くの図書館では、下の数字（日本十進分類法）によって本を分類、整理しています。あなたの探したい本、調べたい内容をこの表で見つけ、その番号の書架へ行けば、本がすぐに見つかります。

000	総記（一般書、事典）	500	技術（工業、工学）
100	哲学（哲学、宗教、道徳）	600	産業（農業、水産業）
200	歴史（歴史、地理）	700	芸術・スポーツ
300	社会科学（社会、公民、文化）	800	言語（ことば、辞典）
400	自然科学（理科、数学）	900	文学

VII 校歌と学校の歴史

校歌

一、窓に澄む 瀬田川の風
 ゆたかなる 歴史をつつむ
 学舎に 心を磨き
 正直(せいちよく)に 明日へすすむ
 われらの 石山中学校

二、もりあがる 袴腰山
 やわらかな 草木をいだく
 校庭に 体を鍛え
 強健(きょうけん)に 未来をひらく
 われらの 石山中学校

三、みはるかす びわのみずうみ
 きらめきて 時代(とき)を華やぐ
 平津野に 希望を高く
 明朗(めいろう)に 天にはばたく
 われらの 石山中学校
 (校歌制定記念昭和63年1月8日)

石山中学校校歌

Moderato
 mf

石内秀典 作詞
 山元忠三 作曲



1 まどにすむ せたがわのかぜ ゆたかなる れきしをつつむ まじなびやーに こころをみがき せいちよくにあしたへすすむ われ

学校の歴史

昭和22(1947)年4月、新学制により中学校が発足し、次の表のような形で出発しました。当初は校舎もなく、3小学校の校舎を借りていましたが、昭和27(1952)年にやっと南郷(現在の南郷小学校)に校舎が竣工し全校生徒367名がそろいました。その後、生徒数も次第に増えてきたために、昭和54(1979)年4月に現在の校舎が新築移転されるに至りました。その後も生徒数が急増加を続け、ついに昭和62(1987)年4月、学校分離が行われました。

そのとき本校は石山中学校と改名し、新設南郷中学校が誕生しました。

地区	昭和22年度→ 26年度		27年度→ 61年度	62年度→
石山	大津市立 第五中学校	大津市立栗津中学校		
田上	下田上村立 下田上中学校	組合立 栗南中学校	組合立 田上中学校	大津市立 南郷中学校
大石	大石村立 大石中学校			